

公益社団法人神奈川県看護協会県央支部運営要綱

第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 この団体は、公益社団法人神奈川県看護協会県央支部（以下「支部という」）という。

(事務所)

第2条 支部には支部長を置き、支部の事務所は、支部長の勤務施設内に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 支部は、公益社団法人神奈川県看護協会（以下「県協会という」）と連携し、保健に関する知識の普及及び啓発並びに看護を通しての社会奉仕を行うとともに、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等という」）の資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民・地域住民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健に関する知識の普及に関する事業
- (2) 看護師等の資質の向上を図るための研修に関する事業
- (3) 常に新しい発想と創造性を持った視点での事業
- (4) 看護師等へ向けた、県協会への入会促進事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 支部会員

(支部会員)

第5条 支部会員は、次のとおりとする。

県協会に入会する看護師等で、県央支部地区（大和市、綾瀬市、座間市、海老名市、厚木市、愛川町、清川村）の施設に勤務する者及び地区内に在住する個人とする。

第4章 支部役員

(支部役員の名称と人数)

第6条 支部にそれぞれ次の役員を置く。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 支部長（県協会支部理事） | 1名 |
| (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 行事 | 2名 |

(支部長)

第7条 支部長は、県協会の通常総会において支部理事に選任された者がその任に当る。

(支部役員の選出)

第8条 支部長を除く支部役員は、支部長が当該地区の各施設長に依頼し、第5条で定める支部会員の中から選出する。

(支部役員の担当と業務、届出)

第9条 支部役員の担当と業務については、支部長が指定し、支部役員会の承認を得て、この旨を県協会に届け出るものとする。

(支部役員の任期)

第10条 支部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、円滑な支部事業を遂行するために、任期交代は支部役員の半数ずつとする。

(支部役員の欠員)

第11条 任期途中の支部役員に欠員が出た場合は、支部長の指名により補欠の支部役員を選出することができる。ただし、補欠により選出された支部役員の任期は前任者の残任期間とし、この旨を県協会に届け出るものとする。

第5章 支部役員の職務

(支部役員の職務)

第12条 支部役員は次の職務を行う。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職を代行する。
- (3) 書記は、支部長の命を受けて会務を処理する。
- (4) 会計は、支部長の命を受けて会計を掌る。
- (5) 委員は支部長の委嘱により会の運営にあたるほか、市町村や関係団体との渉外業務、支部主催の研究会・講演会等の準備調整、その他支部運営の円滑な遂行に努めるものとする。

第6章 支部総会

(開催)

第13条 支部総会は支部長が招集し、年1回開催する。

(構成)

第14条 支部総会は第5条に定める支部会員をもって構成する。

(議事)

第15条 支部総会の議事事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画・収支予算に関する事項
- (2) 事業報告・収支決算に関する事項
- (3) その他、支部の運営に関する重要な事項

第7章 支部役員会

(組織と議決事項)

第16条 支部役員会は第6条の支部役員をもって組織し、会務執行に関し必要な事項を議決する。

(支部役員会の開催)

第17条 支部役員会は支部長が召集し、月1回開催する。

(臨時支部役員会の開催)

第18条 支部長は前条に定める支部役員会のほか、必要があると認めるときは臨時に支部役員会を開催することができる。

第8章 事業計画

(事業年度)

第 19 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 20 条 支部の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに支部長が作成し、支部役員会の議を経て、前年度 11 月 30 日までに県協会に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第 21 条 支部の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに支部長が作成し、翌年度 4 月 20 日までに関係書類を県協会に提出しなければならない。

(監査)

第 22 条 支部は、事業年度終了後、すみやかに県協会監事の監査を受けなければならない。

第 9 章 会 計

(経理規程)

第 23 条 支部の経理規程は、県協会経理規程に準ずる。

(会計書類の保存期間)

第 24 条 会計に関する帳票書類の保存期間は 5 年とする。

2 保存期間経過後これらの書類を廃棄する時は、経理責任者の承認を得なければならない。

第 10 章 支部運営要綱の変更

(変更方法)

第 25 条 支部運営要綱を変更する場合は、支部役員会の議を経て、支部総会と県協会に報告する。

第 11 章 雑 則

(雑則)

第 26 条 この運営要綱に定めるもののほか、支部の運営に必要な事項は、別途県央支部運営マニュアルに定める。

附 則

この県央支部運営要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 役員名称と人数変更により第 4 章 第 6 条の一部改正